

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成31年2月22日（平成31年（行情）諮問第165号）

答申日：令和元年9月18日（令和元年度（行情）答申第199号）

事件名：特定番号の一部開示決定に対する異議申立てに関する「事案処理の進行状況と見通し等」に係る文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定番号の一部開示決定に対する異議申立てに関する「事案処理の進行状況と見通し等」（「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議申合せ）（以下「申合せ」という。））に係る文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「事務処理の進行と見通し等が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年1月16日付け情報公開第00127号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、更なる文書の特定を求める。

2 異議申立ての理由

他にも文書が存在するものと思われる。

申合せでは、「不服申立てを受けた行政機関は、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を回答するものとする」となっている。

「見通し等を回答」するためには、「見通し」に関する何らかの情報が存在するはずであるが、本件対象文書にはそうした情報が存在しないので、これに関する他の文書が存在するものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、平成26年12月17日付けで受理した異議申立人からの開

示請求「平成25年3月15日付け情報公開第00506号に対する異議申立に関する『事案処理の進行状況と見通し等』（申合せ）に係る文書の全て）に対し、対象文書として1件の文書を特定した上で部分開示とする原処分を行った。

これに対して異議申立人は、平成27年3月6日付けで、更なる対象文書の特定を求める旨の異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、「事案処理の進行と見通し等が分かる文書」である。

3 不開示とした部分について

本件対象文書の不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、法5条1号に該当し、不開示とした。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、「『見通し等を回答』するためには、『見通し』に関する何らかの情報が存在するはずであるが、本件対象文書にはそうした情報が存在しないので、これに関する他の文書が存在すると思われる」等主張する。しかしながら、諮問庁は、本件開示請求の対象文書を全て特定しており、本件異議申立てを受け、原処分で特定した文書以外の本件対象文書を改めて探索したが、他の対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書の特定に漏れはなく、異議申立人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和元年7月18日 審議
- ④ 同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

異議申立人は、他にも文書が存在するものと思われる旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を特定しその一部を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は，特定番号の一部開示決定に対する異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）に係る事案処理の進行状況と見通し等に関する記載がなされた文書の開示を求めるものであると解し，本件対象文書を特定した。本件対象文書は，特定番号の一部開示決定に係る開示請求及び別件異議申立てに関し，事案処理の進行管理のために保有する情報の詳細を表示した文書である。

イ 別件異議申立てに係る事案処理の進行状況と見通し等については，本件対象文書の2枚目及び口頭により外交記録・情報公開室から当該事案の主管課室に当該処理を依頼しており，その後は必要に応じて関係課室の担当者間で口頭により処理状況等の確認を行っていたことから，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成も取得もしていない。

ウ なお，本件異議申立てを受け，改めて関係課室の探索を行ったが，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ，その内容は上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであると認められ，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在を確認できなかった旨の上記(1)イ及びウの諮問庁の説明は特段不自然，不合理とはいえず，他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，外務省において，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は，異議申立てから諮問までに約4年が経過しており，「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く，異議申立ての趣旨及び理由に照らしても，諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては，今後，開示決定等に対する不服申立事件における処理につき，迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，一部開示した決定については，外務省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久